2026年11月2日

大阪府大阪市西区京町堀一丁目8番33号
株式会社笑美面
代表取締役　榎並　将志

東京都町田市中町一丁目4番2号
ケアミックス株式会社
代表取締役　柴田　彰

吸収分割に関する事後開示書面

（会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項）

株式会社笑美面（以下、「吸収分割承継会社」）及びケアミックス株式会社（以下、「吸収分割会社」）は、2026年8月18日付で締結した吸収分割契約（2026年10月15日付吸収分割契約変更契約による変更後のもの。以下、「本吸収分割契約」）に基づき、吸収分割会社がソーシャルワーク事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」）を行いました。本件分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
 2026年11月1日

2. 吸収分割会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 (1) 株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）
 吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであり、本件分割の差止めを請求した株主はありませんでした。
 (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第785条）
 吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであり、吸収分割承継会社は吸収分割会社の特別支配会社として、会社法第785条第2項第2号に定める反対株主に該当しないため、該当事項はありません。
 (3) 新株予約権買取請求に係る手続の経過（会社法第787条）
 吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 (4) 債権者異議手続の経過（会社法第789条）
 吸収分割会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2026年9月17日付の官報に公告し、かつ、知れている債権者に対して各別に催告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本件分割は会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易吸収分割に該当し、同法第 796 条の 2 但書の規定により、差止請求の対象とはならないため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第 797 条）

本件分割は簡易吸収分割に該当し、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、株式買取請求の対象とはならないため、該当事項はありません。なお、吸収分割承継会社は、同条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 9 月 17 日付で株主に対する通知に代わる電子公告を行いましたが、同法第 796 条第 3 項に規定する反対の通知を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続の経過（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 9 月 17 日付の官報及び電子公告により公告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2026 年 11 月 1 日をもって、吸収分割会社のソーシャルワーク事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、本吸収分割契約の定めに従い承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 11 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上